

◎新潟県訓令第8号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員研修規程（平成元年3月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 本庁の課長、室長及びセンター長並びに地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性相談支援センター</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。）の長（地域振興局にあつては、部長、児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下「所属長」という。）は、職員に対し、研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。</p>	<p>(所属長の責務)</p> <p>第3条 本庁の課長、室長及びセンター長並びに地域機関（保健所、福祉事務所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、<u>女性福祉相談所</u>、あかしや寮、労働相談所及び農業普及指導センターを除く。）の長（地域振興局にあつては、部長、児童・障害者相談センター所長、新潟港湾事務所長、津川地区振興事務所長、妙高砂防事務所長又は直江津港湾事務所長。以下「所属長」という。）は、職員に対し、研修を受ける機会を公平に与えるよう努めなければならない。</p>